

令和4年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和5年3月29日（水）

【開会】 10時00分

【閉会】 12時37分

【場所】 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 柴山 巖

教育政策室長 田中 一平

職員部長 小澤 毅夫

教育環境整備推進室長 谷村 元

学校教育部長 大島 直樹

健康給食推進室長 日笠 健二

生涯学習部長 岸 武二

総合教育センター所長 鈴木 克彦

庶務課長 鷹觜 将行

庶務課担当課長 喜多 智英

教育政策室担当課長 豎月 基

カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲

教育政策室担当係長 武田 雅規

カリキュラムセンター担当課長 鶴木 朋和

教職員人事課担当課長 小林 格

カリキュラムセンター指導主事 松本 崇

情報・視聴覚センター室長 栃木 達也

カリキュラムセンター指導主事 吉田 崇

教職員人事課課長補佐 永井 洋子

カリキュラムセンター指導主事 鈴木 正博

教職員人事課職員 萩尾 真之介

カリキュラムセンター指導主事 川城 晴奈

庶務課職員 和地 祥太

カリキュラムセンター指導主事 野呂 公人

文化財課長 竹下 研

カリキュラムセンター指導主事 大窪 洋次郎

文化財課課長補佐 小柳津 貴子

青少年科学館長 久保 慎太郎

教職員企画課担当課長 重田 朋希

青少年科学館担当係長 弘田 澄人

教職員企画課担当係長 森 美穂子

青少年科学館指導主事 杉浦 孝弘

教職員人事課担当課長 羽深 東

教育政策室担当課長 山口 嘉徳

教職員人事課担当係長 山中 辰哲

教育政策室指導主事 鈴木 政康

庶務課課長補佐 田中 誠志

調査・委員会担当係長 葛山 久志

書記 長谷川 俊太

【署名人】

委員 田中 雅文

委員 野村 浩子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から12時30分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

2月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、このように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 6及び議案第60号は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と野村委員にお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 令和4年度川崎市立中学校学習状況調査結果報告について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 令和4年度川崎市立中学校学習状況調査結果報告について」の説明を、カリキュラムセンター室長、お願いいたします。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

それでは、「令和4年度川崎市立中学校学習状況調査」について御報告いたします。

ファイルナンバー01-1【報告事項 No. 1】のファイルを御覧ください。本日は、「令和4年度川崎市立中学校学習状況調査報告概要」を使って説明いたします。

こちらの概要は、中学校2年生を対象に、11月に実施いたしました国語、社会、数学、理科、英語の教科調査と、生活や学習についてのアンケート調査の授業改善や学習改善のポイント等をまとめたものでございます。

なお、ファイルナンバー01-2【報告事項 No. 1】の参考資料につきましては、中学校2年生の結果と、学習診断テストとしてやっている中学校1年生、3年生の教科調査の誤答分析と学習指導上の考察をまとめたものでございます。

2ページを御覧ください。

1「調査の目的」につきましては、基礎的・基本的な「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」について学習したものが、いかに生徒に定着しているかを全市一斉に調査し、その結果を、今後の学習の改善に役立たせ、生徒自らが学習状況や学習課題の把握ができるようにすることとございます。

3ページを御覧ください。

「調査の方法」につきましては、各教科の問題を、「知識・技能」、「思考・判断・表現」に関する問題について出題し、それぞれについて分析をしております。

4ページを御覧ください。

調査の概要につきましては、平均正答率は表のとおりでございます。主な分析結果といたしまして、白い丸は定着していると考えられる内容、黒い丸は課題があると考えられる内容を示しております。

表の一番下を御覧ください。各教科に共通することといたしまして、定着していると考えられる内容は、個々の知識を理解したり、技能を身につけたりすることでございます。課題があると考えられる内容は、複数の資料や与えられた条件を関連づけて考察したり表現したりすることでございます。

5 ページを御覧ください。

各教科に共通する課題として、社会科を例に御説明いたします。出題の狙いといたしましては、田沼の政治と寛政の改革について、複数の資料を読み取り、考察しているかを見ることといたします。その下、ひかりさんのノートの中段、田沼の政治と寛政の改革の下線部を御覧ください。賄賂が盛んになり政治の乱れに批判が強まった。風紀の厳しい取締りに、人々の不満が高まった。右側の図の資料Ⅳ・Ⅴは、それぞれ短歌と解説であり、説明文中のⅩとⅤに当てはまる組合せとして正しいものを①～④から一つ選び、番号で答える問題です。

正答は③で、正答率は44%でした。

授業改善に向けての下線部を御覧ください。政治改革を行った人物や内容と社会状況を関連づけて、狂歌と狂言の意味を考えたりすることに課題が見られました。

授業改善の手だてといたしましては、政治改革の内容を、その背景や結果と関連づけて捉えることができるよう、「なぜこの時期にこのような改革が必要になったのか」「改革の結果どのように社会が変化したのか」などの問いを追求する活動を通して、事象を比較・関連づけて考察する学習を積み重ねることが必要であると考えております。

6 ページを御覧ください。

経年観察及びその考察で、国語と英語の例を示しております。毎年、経年変化の視点を基にした問題を出題しておりまして、そこから見えてくる課題や授業改善の手だてを考察として示しております。

7 ページを御覧ください。

経年観察の問題と数値変化とその要因について、英語を例に御説明いたします。

この問題は、会話の流れにある括弧に入るふさわしい表現を規定されたもので書き、英文を完成させる問題です。

右下の四角を御覧ください。経年変化とその要因といたしまして、会話の流れにふさわしい英文を書く問題については、正答率が低く、また無答率も高くなっております。英語でコミュニケーションをする際の、目的・場面・状況に応じて「何を話すとよいか」と「それを英語でどのように表現するか」を思考・判断・表現することに課題がございます。既習の表現も使いながら、実際に英語でコミュニケーションをする目的・場面・状況に応じて、自分の考えを伝え合う言語活動を繰り返し行う必要があると考えております。

8 ページを御覧ください。

「生活や学習についてのアンケート」で、長期的な視点で比較でございます。各教科の好感度につきましては、長期的には増加していると捉えております。現行の学習指導要領では、生徒が生涯にわたって学び続けるために、各教科の好感度を高めることが求められております。本市においては、日常生活との関連や実生活のつながりを意識した授業の工夫や指導の充実に努めてき

た成果が現れていると捉えております。

9 ページを御覧ください。

各教科の理解度についてでございます。長期的には増加傾向があるものの、令和2年度からは僅かに減少傾向が見られます。増加傾向につきましては、「分かる授業」の実現に向け、一人ひとりの学習状況を把握し、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に、各学校が真摯に取り組んだ成果が現れていると捉えております。

減少傾向につきましては、新型コロナウイルス感染症により、実験や実習などの体験的な学習が制限されたことも要因の一つとして捉えておりますが、今後の推移を注視していく必要があると考えております。

10 ページを御覧ください。

携帯電話やスマートフォンの使用時間につきましては、平成27年度が19%だったのに対して、令和4年度は31.6%まで上昇しております。新型コロナウイルス感染症で在宅時間が増えたことや、スマートフォンの用途が多様化したことなどが要因であると捉えております。

11 ページを御覧ください。

「1か月の読書量」につきましては、平成27年度から令和元年度までは大きな変化はありませんが、令和2年度から令和3年度にかけて上昇しております。このことにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響があると捉えております。

12 ページを御覧ください。

同一集団での比較です。学習状況調査では、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しておりますので、今年度、中学校2年生が、小学校5年生のときにどのような結果だったのかを比較しております。

「自分には、よいところがあると思いますか」「将来の夢や目標を持っていますか」に関しましては、どの集団も中2と小5を比較すると減少しておりますが、過去3年間の結果と比較いたしますと、大きな変化はないというふうにご捉えております。このような比較することで、集団としての特徴が捉えられるものというふうにご捉えております。

13 ページを御覧ください。

G I G A端末の活用について、昨年度の結果と比較いたしました。「先生に指示されたときだけでなく、自分から進んでG I G A端末を活用していますか」の質問に対しては、肯定的な割合は57%でした。「G I G A端末を活用することで、学習を見通したり振り返ったり、話し合い、自分の考えを深めることができているか」につきましては、肯定的な回答が64.5%であり、昨年度と比較いたしますと5.8ポイント増加しております。

各教科等でG I G A端末を効果的に活用しており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて各学校の取組を支援してまいります。

14 ページを御覧ください。

最後に、調査結果の活用について御説明いたします。

こちらは個人票の一部でございます。右下の四角を御覧ください。個人票は、教育相談などの機会を利用して一人ひとりに返却し、生徒が学習改善をするために活用しております。

15 ページを御覧ください。

「フォローアップシート」では、生徒の課題に応じて、定着を図る問題と課題を補充する問題の二パターンを提供しております。

なお、資料にはございませんが、調査結果や活用方法の周知につきましては、調査結果を総合教育センターのホームページに掲載するとともに、各学校へ報告書を送付し、教科総会、教科主任会、教育課程研究会、要請訪問等において、指導のポイントなどを説明しております。

また、調査や分析の結果等を参考に、授業の具体例を示した事例集を作成し、各学校が実態に応じて活用できるようにしております。

次年度からは実施学年を拡充した新しい調査になりますので、さらに詳細な分析に努め、調査結果のさらなる活用に努めてまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

御質問や御意見、ございますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします、芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございました。興味深く読ませていただきました。

一つ気になっているところは、皆さん、とてもプラスで、つまり例えば好感度や、理解度がとても高くなっているんですけども、一つ気になったのは、英語が結構高感度がそんなに高くなってなくて、何か一種の英語に対するアレルギー的なものが、ちょっとあるのかなと思うのですが、それについて、どのように解析していらっしゃいますか。教えていただけますか。

【小田嶋教育長】

はい。お願いします。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

英語指導主事が来ておりますので。

【大窪カリキュラムセンター指導主事】

カリキュラムセンターの大窪と申します。よろしくお願いたします。

好感度についての御質問でございますが、小学校と中学校の接続段階における連携というもの理解が不十分なので、受け入れる側である中学校側で、理解を広めていく必要があると感じております。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

補足がもう少しあるかなと思いますので。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

小学校段階では、話す、聞くというところを重視して、学習指導要領でも外国語活動を展開しております、やはり子どもたちが、英語嫌いにならないように、好きにさせることをすごく目的にして、取り組んでいるところでございます。

一方、中学校に入りますと、「書く」という指導が入ってきまして、やはり「書く」ことによって少し子どもたちも理解が落ちたりとか、難しい内容に入ってきますので、どうしても中学校に入ると、そこで一定数、取り残されてしまう子どもたちがおりますので、今後も、子どもたちにとって、生徒にとって楽しくて分かりやすいもの、やはり子どもたちが生涯にわたって学び続けるためには、その教科を好きにならなければ、なかなか学んでいかないと思いますので、これからの世の中、英語教育はますます重要視されていきますので、ALTとの会話とか、そういった活動を通して好感度ができるだけ下がらないように、こちらも色々やっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【芳川委員】

ありがとうございます。確かに、授業参観をしても、今おっしゃったような感じがありまして、小学校はものすごくコミュニケーションのところに力を入れているんですが、中学、高校になってくると、文法だったりとか、そっちのほうを中心になっていき、多分英語についての感覚が、子どもたち、児童・生徒と違ってきているのかなという感じもします。

分かりました。ぜひ、よろしくお願ひします。

【小田嶋教育長】

中学校に入ると、どうしてもテストが出てくるので、テストとの関係というのも大きいのかなと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告と丁寧な分析をありがとうございました。

今の芳川委員のお話とも関連しているところなんですけれども、英語というのは、文法が入ってくるので仕方がないんですけど、それそのものが学びの目的になっては残念なことだと思うんですね。やはり話すにしても、書くにしても、コミュニケーションの手段であって、それが目的になってしまうと、教育長もおっしゃったようにテストが苦しくなってしまうたり、学びが楽しくなくなってしまうと思うんですね。やっぱりそれを使って何をやるかというところを生徒や児童に伝えていくことが大事だと思っています。

ですから、この学習状況調査で、結果のフィードバックがあって、自分のウイークポイントが分かって、次の学習で、どういうところを強化していけばいいか分かるということもすごく大事なんですけど、同時にただただそれが弱いところを勉強するだけになってしまっただけでは、私はあまり意味がないと思っています。

学びの方向性もともに示すことで、何か英語が話せるとこういう世界が広がるよとか、モチベ

ーションにつながるような学びへの導きも、一緒にフィードバックすることが大切なのかなと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
では、石井委員、どうぞ。

【石井委員】

僕も英語の結果は非常に気になっていまして、全体として、他の教科に比べても正答率も低くなっているの、この試験の難易度というのは、他の教科と比べて英語だけ何か難しいというようなことがあるのかということ、あと、リスニング力というのが基本にないと、なかなかこれ、聞いて、それにふさわしく答えるというのは非常に難しいので、その内容もできるだけ子どもたちの生活とか色々なところに合った、そういう場面を使ってテストをするということをやっていく必要があるのかなと思いました。

僕の経験からも、おうむ返しに何度も何度もやっていくというのは、昔ながらの方法なんですけども、それで記憶の中に組み込んでいくとか、こびりつけるとか、そういうところが語学というのは多分必要になってくると、今でも思っていますので、その繰り返しであるとか、間違えたところがたまたま選択肢の中で合ってしまったということじゃなくて、それがきちっと身につくように、指導をしていく必要があるかと思えます。

だから、そういう意味では、ALTの方との色々な授業中の触れ合いであるとか、そういうことも大切になってくると思えますし、今、GIGA端末で色々なQRで会話の状況であるとか、僕も見ましたけども、いい機会になると思うので、そういったところをもっと積極的に利用していくことが必要になってくると感じました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

よろしいですか。英語の難易度につきましては、やはり、それが今の学習状況調査でどこまで見えてくるかというのが課題と捉えておりまして、次の報告であります新しい学習状況調査で、その辺りが改善できないのかなと捉えているところでございます。

リスニングにつきましても、やはり子どもたちが、報告にもさせてもらいましたが、どんな目的で、どんな場面で、どんな状況で、今、その言語活動の中でするのかというのは非常に大事だと考えておりますので、それは小学校、中学校、高等学校を通して英語教育のさらなる充実に向けて、言語活動の充実というところは強化していかななくてはいけないかなというふうに捉えているところでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。
岩切委員。

【岩切委員】

御説明、ありがとうございました。

この理解度というところを見てもそうなのですが、各教科とも、やはりコロナの期間中、少し減少傾向というような状況が示されているかなと思います。

逆に言うと、本当に教室できちっと勉強することというのが、何か、例えばプラスに働いているのではないかなということも、示唆されているので、来年度、2023年度になると、多分コロナの前にまた戻っていくようなところはあると思いますので、私から言うのも変なのですが、こういったことに一喜一憂せずに、全体の傾向として右肩上がりというところで、ぜひまた元に戻していくということをやっていたらなと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

よろしいですか。

どうも、興味深いデータ、ありがとうございました。

私が一番興味を持ったのは、このページでいくと5ページですね。ここで複数の資料を読み取り、比較したり、関連づけをしたりして考察するというのが、正答率が4割ぐらいということで事例が載っていますけども、ここから私が連想したのが、従来からある合科教育とか、総合的な学習の時間とか、そういうものとかいう能力がどう関係するのかなという部分です。

例えば、川崎ですからフロンターレがありますので、サッカーについて理解しようとなると、実技的には体育でやりますし、サッカーの歴史だと社会科ですし、それから何かボールがどうやって飛ぶかという物理になるので理科になってきますし、サッカーの文献を読もうとなると国語とかですね。各教科がサッカーに全てかかってくるわけですね。

そのような意味で、サッカーを総合的に理解するのは、かなり合科的な要素を持っていて、それを実際の授業のどこでやるかとなると、総合的な学習の時間で行うのが一つのやり方だと思うんですね。

そういうところで培われる言わば知識というか、知を総合させていくような力というのが、これからの子どもたちに大事だと思うんですけども、そのような力を、例えば総合的な学習の時間で培っていくと考えたとき、この、今、事例で出ている、例えば社会科などで異なる資料を読んで、総合的にその時代の事なり現象を理解していくという、それとどう関係するのかなという気がするんです。

例えば、総合的な学習の時間に、とても熱心に合科教育的に取り組んでいる学校が、今、この社会科の問題について、正答率が高いのかどうか、なかなかそう簡単には関連づけできないと思うんですけども、その辺の合科教育と、こういう今大事になっている異なるデータを関連づけるという力とどのように関係するのかなというのが、今、興味を持ったことなのですが、何か御経験なりあれば、教えていただけるとありがたいです。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

今、学校教育の中には、田中委員がおっしゃったように、〇〇教育というのが非常に多く入ってきておまして、各学校で取り組んでいただいているところでございます。確かに総合的な学習の時間で、子どもたちが探求課題に取り組むときに、各教科の学びがどこにつながってくるのかということはあろうかと思えます。

また、文科省では、今般の学習指導要領から、学力から資質・能力に変わったところでございますので、やはりそういったところを各学校にしっかり周知して行って、学校教育目標の実現に向けて、子どもたちの学びが本当に教科横断的につながっていくような、教育の最大化を図れるように各学校の取組を支援してまいりたいと考えているところでです。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

今の田中委員の御指摘、本当にそのとおりでなと思いながら聞いていましたけど、いつも課題に出る複数の資料や与えられた条件を関連づけて考察したり、表現したりする。毎年、やっぱりここが課題だ、これは川崎だけじゃなく全国の調査でもいつもそこに行きますよね。

だけど、今、田中委員がおっしゃったように、やはり今の教育というのは、もう教科の枠を超えて、教科横断的にとか、合科的にとか、またほかの色々な資料や資源との関わりで考察を深めていくというのは、本当に広がってきているので、その中で考えを深めて、また他者と比較したりとかしながら、自分の考えを深めて、その表現に結びつくということを積み重ねることで、その教科の中だけではなくて、それを学校全体で意識していくと、こういった教科の問題の中でも生きてくるのかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 令和5年度新川崎市学習状況調査の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和5年度新川崎市学習状況調査の実施について」の説明を、カリキュラムセンター担当課長、お願いいたします。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

それでは、ファイルナンバー02-1、【報告事項No. 2】のファイルを御覧ください。

令和5年度から実施いたします、新川崎市学習状況調査について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

本日は、①新調査の概要、②新調査の目的、③新調査の特色、④新調査の各事業について説明いたします。

3ページを御覧ください。

新調査の概要をお伝えします。新調査では、調査対象を小4から中3までの6学年に拡充します。調査教科は小学校が国、算、学習意識調査、中学校が国、社、数、理、英、学習意識調査です。実施時期は、小・中ともに4月始業式翌週の火曜日～金曜日のうち各学校が設定する日とします。学校の実態に応じて複数日での実施や学年ごとの実施なども可能です。令和5年度は4月11日火曜日から14日金曜日となっています。

4ページを御覧ください。

新調査の目的です。かわさき教育プラン第3期実施計画「基本政策Ⅱ」の「施策1. 確かな学力の育成」には、「すべての子どもが『分かる』ことをめざして、1人1台端末を最大限に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした学習活動の充実を図っていきます」と示されています。このことに基づき、令和5年度から新調査につきましては、児童生徒・保護者、各学校、校長会・各研究（部）会、教育委員会の各主体が目的を持って取り組み、それらが効果的につながるよう、調査の目的をそれぞれの主体ごとに設定しました。

5ページを御覧ください。

各主体の目的を示しています。各主体が、この目的の実現に向けて取り組んでまいります。

6ページを御覧ください。

活用の基本的な考え方を、次のようにします。学習指導要領、かわさき教育プラン、学校教育目標等で示された資質・能力の育成に向けて、児童生徒・保護者、各学校、校長会・各研究（部）会、教育委員会のそれぞれが主体となり、RPDCAサイクルを進めます。調査を「R」リサーチとして、各主体が調査結果から授業改善等の計画である「P」プランを立てます。「P」に基づいて様々な取組である「D」を実施し、年度末には振り返って次年度につなげる「C」チェック、「A」アクションを行います。

次に、7ページを御覧ください。

新調査の特色をお伝えします。作問・採点についてですが、IRT（Item Response Theory）に基づき、業務委託先のベネッセコーポレーションが問題を作成し採点します。この理論では、問題の難易度などについて事前調査を行い、検証を経て出題するため、毎年新しい問題でありながら同程度の難易度となり、経年で比較・分析が可能になります。

下の図を御覧ください。これは小学校の例ですが、IRTによる作問であるため、令和5年度の4年生の結果から授業改善や学習改善を図り、次年度に同一母集団である令和6年度の5年生の結果を4年次と比較し、さらなる手だてを考えるなど、児童生徒一人ひとりや学年、学校の実態に応じた指導が行いやすくなります。また、令和5、6年度の4年生のように同一学年の比較も可能となります。

このことにより、右に示しましたが、「これまで」は、小学校5年生と中学校2年生の時点での調査で意識調査の経年比較を行ってきましたが、「これから」は小4から中3までの調査により、

児童生徒一人ひとりのより詳しい状況把握が可能になります。また、IRTによる作問であるため、意識調査だけでなく、教科の調査結果の経年比較が可能となります。

8ページを御覧ください。

配付資料についてです。上段ですが、児童生徒に配付される個人票には、個人の結果や過去3回分の結果の比較、GIGA端末と連携するために使用する2次元コード、解答結果等が記載されます。下段ですが、学校に配付される学年票には、学年全体の結果、意識調査の結果等が示されます。これらはともに紙帳票で配付されます。

9ページを御覧ください。

端末の活用についてです。7月上旬に調査結果が示された後には、教員はWebシステムの「SYEN」から、様々な情報を見ることができるようになります。上段資料左は学習意識調査の結果、資料右は教科調査の設問ごとの正答率等を示した一覧です。これら様々な情報を確認できます。

また、下段○に示しましたが、個人の結果とGIGA端末の学習ソフトが連携します。これまでは端末と連携はしていませんでしたが、児童生徒に配付される個人票には2次元コードがついておりますので、GIGA端末で読み取ることにより、個人の結果とGIGA端末の学習ソフトが連携し、一人ひとりの調査結果に応じた問題が自動で生成されるようになります。児童生徒が自身の成果や課題を把握して、学習改善に取り組みやすくなります。

10ページを御覧ください。

各学校が作成する学校報告書のイメージです。これまでの取組を受け継ぎつつ、新調査を中心に作成します。調査を行った三つの学年の結果、経年の数値を掲載し、それぞれの学年での取組、「(教科が)分かる」の数値を掲載します。あわせて、小6・中3は全国学力・学習状況調査の結果も掲載します。

11ページを御覧ください。

各事業の全体像です。表の左に示しましたが、校長会・研究(部)会、教育委員会、各学校が、これまでお伝えした特色を生かしながら各事業に取り組み、児童生徒一人ひとりの「分かる」に効果的につながるよう、年間を見通して、時期や内容に応じた様々な取組を行います。

まず、上段の校長会・研究(部)会の取組ですが、調査結果が7月上旬に示された後に、7月～9月の欄に示しましたが、「分析委員会」として、各教科の全市の結果の分析、授業改善の手だての研究に取り組みます。この分析と手だてにつきましては、右隣の9月から1月の欄に示しましたが、研究(部)会が夏季休業後に行う、授業研究会や研修会等の各事業に生かすとともに、10月に予定しております、秋の担当者説明会で報告します。

中段の教育委員会の欄を御覧ください。

7月から9月の欄ですが、全教科を教科横断的に分析するとともに意識調査も分析し、授業改善の手だてを研究します。7月には、結果分析に向けた担当者研修会を開催します。9月から1月の欄に行きまして、分析結果を各種要請訪問や各種研修会等の各事業に反映させるとともに、秋の担当者説明会で校長会・研究(部)会の研究報告とともに、全教科の教科横断的な分析と意識調査の分析結果、授業改善の手だてについての説明を行います。秋の担当者説明会の後に、全市報告書を作成します。全市の調査結果、分析委員会と教育委員会の分析や授業改善の手だて等を掲載します。

下段の各学校・児童生徒の欄を御覧ください。7月から9月の欄ですが、各学校では、8月に

自校の調査結果を踏まえた校内研修会を開催し、夏季休業後の授業改善や児童生徒の学習改善に生かします。また、校内研修会を受けて、前期終了までに学校報告書を作成、配付します。9月から1月の欄に示しましたが、夏季休業後は校内研修会を受けて、日々の授業改善、学習改善の支援に取り組みます。また、研究（部）会の諸事業や秋の担当者説明会に参加し、全市的な分析と授業改善についての説明を受け、さらなる授業改善に取り組みます。このように各主体の事業が連携することで、授業改善等に生かされるようにしてまいります。

12ページを御覧ください。

今後の予定ですが、現在、保護者向けの新調査について資料を既に周知しております。また、新調査についての説明動画を各学校で視聴できるようにしております。また、「新調査ガイドブック」の暫定版をサインズに掲載しており、こちらも各学校で確認できます。先日前配りしましたのはガイドブック完成版でございまして、本日の会議を経て、各学校に配付する予定です。4月3日から5日の間に各学校に調査問題等が配付され、4月11日からの調査期間に備えます。

13ページを御覧ください。

保護者向け資料を掲載しました。この資料のデータはファイルナンバー02-2ですので、後ほど御確認ください。

次のページを御覧ください。

以上、お伝えしました新調査の目的、特色を踏まえ、年間を見通した様々な事業を通して、児童生徒一人ひとりの「分かる」の実感に向け、令和5年度から新川崎市学習状況調査を実施してまいります。

以上で説明を終わります。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御質問等は、いかがでしょうか。

【田中教育長職務代理者】

1点だけ。

【小田嶋教育長】

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。この学習状況調査の中に、御説明にもありましたように意識調査もあって、生活に関わる部分も若干入っていますので、そうすると、これが途中段階で社会に漏れていくと、当然問題が起こるので、よくないとは思いますが、この教育委員会の場で調査の設計段階で、各委員の意見を聞くというのを設けることができるのかどうかについては、いかがでしょうか。それぞれの経験に基づいて、今、ここに委員が出ているので、教科の学習の専門的のところは、もう先生方にお任せするしかないんですけども、我々のかなり総合的な観点から、こういうことを聞いてみるというのではないかとか、あるのではないかとかという気もするんですけども、今、これ、私の反省ですけど、たしか前回の学習状況調査の結果のところでは私が意見を言って、こういう項目を入れたらいいのではないかとか、たしか言ったような気がす

るんですけど、今、すぐぱっと出てこないんですが、そういう委員がそれぞれ前回の学習状況調査から、今度はこうすればいいのではないかと思ったことを、次回に少し反映させるようなプロセスもあっていいのかなという気がしたんですが、ただこれは途中段階に色々な情報が漏れるとか、難しいとかという状況もあるかもしれないので、なかなか現実的ではないのかもしれませんが、そういうことも感じました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。契約の関係など色々と課題はあるのかと思いますが、いかがでしょうか。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

ありがとうございます。今までいただいた御意見、それから経年でこれまでも取ってきた質問事項もありますので、今の御意見を大いに参考にさせて、検討をさせていただければと思っております。

川崎市独自で質問ができる部分もございますので、その部分でこれまでの調査としてきた質問事項などは、当然今度の4月に行うのも既に反映はさせておりますけども、今後もそこについては、常に検討を重ねていきたいと思っております。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

全体の質問事項というのは、かなり決まっていて、それ以外にそういった選べるというか、川崎独自のものを入れられる余地はあります。それを、毎年変えていくことがいいのか悪いのかということもあると思っておりますけど、御意見としていただければと思います。

全体的にもものすごく数が多いんですよ、生活アンケート。何問ぐらいあるんですか。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

大体110ぐらい出てきて、さらに川崎で20問ほど。

【小田嶋教育長】

ですから、それだけの数の回答を小学校4年生がやるということで、かなり難しいというか、初めのうちは慣れないと大変かなというのがありますが、御意見ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

すみません。調査教科は、小学校は国語、算数、学習意識調査。中学校はそこに5教科なんですけど、この教科の数の差というのは、何か理由があるんですか。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

学習状況調査につきましては、これまでの調査を踏襲するような形で考えておりますので、今までも小学校は国語と算数でしたので、それを引き継ぐような形で、各学校もそれに向けて授業改善を積み重ねてきたということで、今回の調査も、小学校は国語、算数、中学校は5教科ということで考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

岩切委員。

【岩切委員】

一つ質問があります。最終的に、この各子どもたち一人ひとりの学習に応じた問題を、また勉強できるようにするというので、GIGA端末に基づいたものだと思うんですけども、この個人宛での通知に関しては、GIGA端末経由で行うということなんですか。その辺を教えてください。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

資料の8ページに掲載をしております、個人票につきましては、これは紙帳票で配付をされますので、まず、これを子どもたちへと。そこに2次元コードが載っていますので、それを読み込むことで問題が生成されるという流れになっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。

最後のところで、年間見通した様々な事業ということなんですけど、この新しい調査を通して、今、予測される、どのような事業が展開できそうな感じがしますでしょうか。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

資料の11ページに、現在予定しております年間の事業の全体像を示しております。これにつきましては、これまでも当然取り組んできているものを、さらに発展させていくという形で計画をしておりますが、例えば、すぐに生かせるものとしては、授業研究会とか、各種要請訪問などで、その結果をすぐに私たち、あるいは研究会から学校のほうに還元することができますので。

先ほどの、例えば「複数の資料を」というところが苦手だというのが分かったという場合は、この教科は、このようにやっていくと、そういった力は伸びていきますよねということをすぐに還元できるかなと考えております。そういったことこそ、一番大切にしていきたいと考えており

ますので、こちらで示した要請訪問だとか、各種授業研究会などで生かしていくというところは大切にしていきたいと思います。

【芳川委員】

ありがとうございます。全然対象が違うので、この小・中に対しては大丈夫だと思うんですが、大学も実は似たようなことをこの数年間やっておりますが、児童生徒自身のモチベーションは、なかなか上がりにくいんですね。だから、結果が来たとしても、どう、それをモチベーションをアップしてあげたらいいのかというところが、もしかして様々な研究会の前に、何か成績みたいな感じで配られてしまって、もう一つ何か課題が増えちゃったみたいな、そういう感覚になってしまうと逆効果なのかなという感じがしますので、そこ辺りを、もう既に意識されて何かされておられると思うんですけども、ここは心配だったものですので、少し話をさせていただきました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。大変貴重な御指摘だと思います。学びが何を目指していくのか、何のために学んでいるのか、これをやるのかという、そういう意識づけは本当に日頃からやっていった中に、これも位置づけなくてはいけないと思いますので、ありがとうございます。

野村委員。

【野村委員】

そもそのところで、私の知識不足なんですけれども、調査の対象の中で、特別支援教育を受けている子どもというのは入っているのでしょうか。もし、入っている場合は、その子の、例えば困っている内容によっては支援の方法も変わってくると思うんですけど、もし対象になっている場合は、どんな方法でこの調査を受けているのかということも、併せてお伺いできたらと思います。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

ありがとうございます。調査の範囲の学校の中に、ろう学校で受検をするというお子さん、これまでの調査も受検されていて、今回も受けられた方が当然いらっしゃるやいまして、事前に調査問題等をその学校に送付をいたしまして、その子どもたちが受検できるよう状況を整えていただいて、受検をしていると伺っております。

【小田嶋教育長】

特別支援学級の子どもたちは、どういう扱いになるんですか。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

これまでも特別支援学級のお子さんに関しては、学校がこの子どもたち一人ひとりの実情に合わせて、例えば算数は受けるけど国語は受けないとか、生活のアンケートの調査だけ参加するというようなことで、そういうような参加形態でした。

この調査に関しましても、学校が把握して、保護者の方とよく相談した上で調査に参加するというようお願いしているところがございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、野村委員。

【野村委員】

はい。そこが心配でした。やはり交流級に参加しているお子さんもいらっしゃる、全部の教科は難しくても、得意の教科に関しては、ずっと保護者とともに成長を見守れる機会をと思っていたので、すごくうれしいです。

あとは、問題を読むのが大変で、それは盲学校のお子さんとか、あとはLDで読むのが大変でとか、今は受験の場面とか、定期テストの場面でも、試験時間を延長するとか、音で読み上げ機能などを使って受験を認められているという場もちらほら聞きますが、学習調査では、そういった支援は考えていらっしゃるのでしょうか。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

これまでの調査と同様にやっていただくことになるのを前提としておりますので、お子さんの実態に応じて、例えば単純にモデル校で小学校4年生は初めてこういうことを行いますので、意識調査の問題を担当の先生が読み上げて、みんながチェックするというような手だてを行っている学校もございました。

それから、ルビを事前に振って、その子用に用意をしてという手だても行ったりとか、やはりそのお子さんの実態に応じて様々な支援を行っていくということは、これからも大切にしていきたいと思います。

【野村委員】

お願いします。

【小田嶋教育長】

入試のように、初めからルビつき問題があったり、拡大問題があったりするわけではなくて、状況に応じてそういった工夫をしていくということでもよろしいですか。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

はい。ルビは御用意をさせていただきます。

【小田嶋教育長】

その他も、状況に応じて相談しながら、できる範囲での対応はしていくということでもよろしいですね。

野村委員、よろしいでしょうか。

【野村委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は、承認といたします。

報告事項No. 3 「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画」について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 第2期川崎市青少年科学館運営基本計画」についての説明を、青少年科学館長、お願いいたします。

【久保青少年科学館長】

それでは、お願いいたします。青少年科学館長の久保でございます。

それでは、報告事項No. 3「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画」について御説明いたします。

お手元のGIGA端末の資料一覧の画面を御覧いただきまして、ファイルナンバー03-1、資料1のファイルをお開きください。

「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画（案）」に関する意見募集の結果について、御説明をさせていただきます。

なお、こちらの計画案につきましては、令和5年1月17日の教育委員会定例会において、御説明させていただいたものになります。

それでは、資料1を御覧ください。

初めに「1 概要」についてでございますが、科学館は平成24年のリニューアルの際に、川崎市青少年科学館運営基本計画を策定し、博物館として様々な事業に取り組んでまいりました。このたび、令和5年度からおおむね10年間を計画期間とする「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメント手続及び市民説明会を実施したものでございます。

次に、「2 意見募集の概要」でございますが、(1)パブリックコメント手続といたしまして、表の2段目「意見の募集期間」は、令和5年1月24日火曜日から令和5年2月22日水曜日まで、「意見の提出方法」は電子メール、FAX、郵送、持参、「募集の周知方法」は市ホームページ、紙資料の閲覧などがございます。

また、(2)市民説明会を、青少年科学館において令和5年2月5日の日曜日に開催し、4名の

方が参加されました。

続きまして、次のページ、2ページを御覧ください。

「3 結果の概要」でございますが、(1)パブリックコメント手続では意見提出数が5通、意見総数が9件、(2)市民説明会では4名の方から9件の御意見をいただきました。

次に「4 御意見の内容と対応」についてでございますが、具体的な実施事業についての意見のほか、職員の研究体制についての意見、通称名についての意見等が寄せられました。

寄せられた意見がおおむね、今後、博物館事業を実施していく上で参考とするものであったことから、用語・用字の修正を行った上で、案のとおり「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画」を策定いたします。

パブリックコメント手続における御意見に対する、市の考え方の区分結果につきましては、下の表の一番下の行「合計」でございますとおり、区分Cの「今後の取組を進めていく中で、参考とするもの」が6件、区分Dの「案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの」が2件、区分Eの「その他」が1件ございました。

また、項目ごとでは、「3 事業計画に関すること」が7件、「4 管理運営計画に関すること」及び「その他に関すること」が、おのおの1件の御意見をいただいております。

具体的な御意見の内容と市の考え方につきまして、主なものについて御説明いたしますので、次のページ、3ページを御覧ください。

「3 事業計画に関すること」でございますが、1番のとおり「小学校でプログラミング教育が必修化されており、これからの科学技術としてロボットやドローンなどのプログラミングに力を入れてはどうか」という御意見を1件いただきました。

こちらにつきましては、急速に進展するデジタル化に対応した事業の推進は課題の一つと捉えており、市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、御意見も参考としながら、科学を体験できる様々な教室を開催してまいりますので、区分をCとしたところでございます。

次に、5ページを御覧ください。

「4 管理運営計画に関すること」でございますが、8番のとおり「カフェの注文に時間がかかる。注文するために要する時間を削減してほしい。」という御意見を1件いただきました。

こちらにつきましては、科学館の魅力を高めるため、カフェテリア、ショップのサービス向上に取り組むこととしており、御意見も参考としながらサービスの向上と改善に努めてまいりますので、区分をCとしたところでございます。

また、6ページ以降につきましては、参考として市民説明会で頂いた御意見と本市の考え方を記載しております。

パブリックコメント手続の結果につきましては、以上でございます。

なお、ファイルナンバー03-2、【報告事項No. 3】資料2につきましては概要版、03-3、【報告事項No. 3】資料3は本編となっております。

「第2期青少年科学館運営基本計画について」の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項No. 4 学校運営協議会の設置について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 学校運営協議会の設置について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【山口教育政策室担当課長】

よろしくお願ひいたします。

報告事項No. 4「学校運営協議会の設置等について」御報告します。

初めに、「報告事項No. 4」の「1」を御覧ください。

今年度、新たに設置した「学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱・任命」について御説明いたします。

今年度は、中学校4校、小学校16校の計20校の校長から学校運営協議会の設置申請、並びに、学校運営協議会委員の推薦がございました。

(1) 田島中学校 学校運営協議会は、設置日、令和4年12月13日、委員数、15名、内訳は、保護者2名、地域住民8名、学校運営に資する者1名、学識経験者1名、校長、教職員2名となっております。

委員の任期は、令和4年12月13日から令和5年3月31日まででございます。

以下(2)から(4)までが、中学校の設置校でございます。

(5)の大島小学校から、2ページに移りまして(13)まで、3ページに移りまして(20)までが、小学校の設置校でございます。

今年度の新規の学校運営協議会委員の委嘱・任命につきましては、20校で合計285名となっております。

4ページを御覧ください。

根拠法令等は、「2」に示しているとおりでございますが、資料1として別ファイルを添付しておりますので、後ほど御覧ください。

5ページを御覧ください。

平成18年度の4校設置を皮切りに、令和4年度の20校まで、現在の合計は48校となっております。

今後の予定は、令和5年度から計画的に拡充し、令和7年度末には、全校設置とする予定となっております。

なお、資料2は、各校の学校運営協議会の設置申請理由の要旨と学校運営協議会委員名簿を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

報告は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見はございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

簡単な質問なんですけれども、この令和4年度に申請があった学校、去年の5月ぐらいから幾つかあると思うんですけれども、これをその都度ではなく何かまとめて申請するという事になっているんですか。

【山口教育政策室担当課長】

各学校のほうで設置時期を決めていただきまして、そのときなので、全部同じ時期という形ではなくて、学校の準備ができ次第設置をするという形になっております。

【岩切委員】

そして、年度ごとの任命ということで3月31日までという。

【山口教育政策室担当課長】

はい。任期は1年ごとになっておりますので、3月31日までなんですけれども、実際としては、そのまま継続という形になる方が多いです。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。

はい、野村委員。

【野村委員】

お尋ねしたいんですけれども、この1ページ目を拝見すると、宮崎中学校は保護者の方がいらっしやらないように見受けられまして、あとは、3ページの虹ヶ丘小学校ですと、地域住民の方が12名いらしたりとか、各運営協議会によって、かなり人数の比率がまちまちなのが気になっています。何か決まりはないのかなというところとか、みんなの意見を取り込んで、学校を運営していくという考え方で言うと、一人もその立場の人がいないというのは、あまりよくないのかなと個人的には思うのですが、いかがでしょうか。

【山口教育政策室担当課長】

ありがとうございます。

委員の条件なんですけれども、16名以内となっております、16名以内ですと、少ない学校

ですと七、八名の学校も実際にございます。

委員の種類なんですけれども、PTA、地域住民とはあるんですけども、PTA委員は学校運営に資するものという形で参加させていただいていますので、本来ですと、地域教育会議から、地域教育会議のボランティアというか、その方がコーディネーターとしてつくんですけども、まだ委嘱が進んでおりませんので、その場合には学校のPTAの方をお願いして、その役を担っていただくというので、表記上は学校運営に資するものという形で、PTAの方も参加されています。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

はい、よろしいですか。

【野村委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

報告事項No. 5 教育委員学校視察の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5、教育委員学校視察の報告について」ですが、ファイルナンバー05の資料が事務局で作成しました一覧となります。それぞれの委員から順に報告していただきたいと思いますので、岩切委員からお願いできればと思います。

【岩切委員】

私のほうから、昨年12月6日に訪問いたしました白鳥中学校の理科、それから、今年2月3日に塚越中学校で拝見いたしました社会について報告させていただきたいと思います。

まず、白鳥中学校の理科ですけれども、私が見せていただいた中では、地学の時間でした。その中で、子どもたちが実際に土に触れることができるようにということで、生田緑地、宙と緑の科学館の協力を得て、サンプルの準備をされていたということが非常に効果的な授業だったかと思っています。

そして、子どもたちの思ったことを発言できるという、そういったクラス運営をされていたと

ころが非常に印象的でした。

研究協議の中では、科学する心とか、感動する心、そういったところが見られたということで、非常に好評を得ておりました。

それから、社会のほうなんですけれども、社会は塚越中学校で体験させていただきました。私は実は社会が苦手だったんですが、この授業を見せていただきまして、自分の今まで持っていた知識に加えて、考察する、考えるということで学びを深めていくというような、そういったつくりになっていました。

具体的に申し上げますと、GIGA端末を使って事前に資料を配り、その資料が読み取れること、今回はアフリカについてということで、アフリカの課題を考えるという授業でしたけれども、そこから読み取れること、一体どんなことがあるか、今までの知識と、その資料からの考察ができるようになっていました。

そして、意見の発表の仕方だったんですが、子どもたちが一人ひとり考える場面では、ジャムボードへの書き込み、それからグループで議論を深めるときには、ホワイトボードを使って、消したり書いたりということを繰り返させたり、そして最終的にまとめに行くときにも、グループで話し合いながら、ホワイトボードにまとめていったり、そして最終的に一人ひとりの学びを名簿型になったジャムボードへの書き込みということで、一つしか書き入れられないようなところをうまく利用するなど、GIGA端末と、それからアナログの混在したハイブリッドのうまく活用された授業であったと思いました。

今、GIGA端末を利用して授業が大きく変わりつつある中で、非常に有効な使い方をされているなと思いました。

また、先生の板書なんですけど、1日のまとめになるような板書の仕方をしておりまして、子どもたちが何かあったときに、ホワイトボードではなく、黒板を見ることによって、自分がどこにいるのかということが確認できるような、そんなやり方になっていました。討議の仕方等も非常に有効に進められているなと思いました。

また、協議会のほうで、先生方のディスカッションが非常に有効だったというふうに思いました。特に、若手の先生、それからベテランの先生方の意見が交換される中で、こういった見方もあるなということや若手の先生が学ぶ場面が見られまして、そのディスカッションの重要性ということを感じられました。

全体として、非常に活発な研究会だったと思います。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

はい、ありがとうございました。

では、石井委員よろしいですか。

【石井委員】

私は、渡田中学校の道徳研究報告会に出席させていただきました。研究主題が、自他を大切にすることを育む道徳教育の充実と掲げられていまして、副題が、学びのつながりを感じ、自己の考えを深められる授業づくりを通してと示されており、道徳に力を入れている学校だなという第一印象を持ちました。

教材は、仏門で修行する二人の若い主人公、生き方が対照的な二人のこの弟子を教材に取りま

して、一人ひとりにとって、自分にとって誇りのある生き方を考えさせるものでした。

導入部分では、まず生徒たちに中学校生活の悩みはどんなものであったかと質問をしたり、生徒一人ひとりの様々な悩みを発表させて、教材を活用しながら、自分自身の経験との関わりを考えさせると、そういう授業展開をされていました。そして、また授業で取り上げる生き方について、それを板書して、全員に授業のポイントを示して、議論の方向性が生徒に分かりやすく理解できている授業だなと感じました。

その後、先生が教材を範読されるんですけども、抑揚をつけた読み方で、生徒たちもその声に引き込まれて、本当に熱心に聞く姿が印象的でした。

それから、ジャムボードを活用して、登場人物が自分にどちらに積極的なのか、逃げてしまうタイプなのか、そういったことを問いかけ、それからまた、生徒は自分の性格であるとか、学校生活の中で感じていること、こういったことをとても積極的に発言して、また、発言者の発言も本当に三十数人の生徒でしたけども、とても一生懸命聞く姿が見てとれました。

対照的な登場人物の比較とその理解について、板書の工夫として、思考を整理するために、色々なせりふであるとか、イラストを黒板に配置して、自分の状況がどこに位置するか、こういったことも共有させる、そういう工夫をされていたので、人間理解という部分を掘り下げていくことができるのではないかと感じました。

そして、最後に、よりよく生きていくために自分の意見を書き出す、こういうことをしっかりと自分の意見をまとめるということを見せていらっしゃいまして、その書き出す過程で、なかなかうまく書き出せない子どもたちもいたんですけども、生徒の中を歩きながら補足説明したり、またうまく書き出せない生徒を励ましたり、色々な意見を聞きたいから一生懸命書いてくださいねというような形で、本当に一人ひとりに寄り添って気を配りながら授業を進めているなということを感じました。

授業全体を通じて、道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠ですとか、そのときの心情を色々な視点から捉え、考えようとしている、そういうことが分かるとても充実した授業でしたし、参加されていた多数の先生も生徒の後ろを通りながら、色々と書き込んでいる内容であるとか、あるいは、ちょっと立ち止まっている生徒に色々とアドバイスをしたり、担当の先生プラス、それからそこに参加されていた他校の先生方も一緒にその授業の中に加わって授業をしていたということがとても印象的で、こうした充実した授業が川崎市の中で、道徳教育で広がっていくということは、期待が持てるなという印象を持ちました。

以上です。

【小田嶋委員長】

はい、ありがとうございます。

では、続いて、田中委員、お願いします。

【田中教育長職務代理者】

私の場合は、ちょっと日程がなかなか業務との関係で合わなくて、行こうと思っていたところが、結局急な業務が入って行けなかったということがあって、大変申し訳なく思っております。

その関係で、報告書をいただきまして、そこからポイントを絞りながら報告させていただきます。

表では、教育課程が東橋中学校になっていますが、頂いた資料は田島中学校の資料ですので、田島中学校のほうで報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

この田島中学校のテーマが、育成を目指す資質・能力の実現に向けた取組ということで、サブタイトルが、個に応じた指導の充実と職員研修（OJT）を中心としたカリキュラムマネジメントの取組というところですね。ちょっと表現が硬いというか、言葉が色々と並んでいます。要するに、個に応じた子どもの指導をどのように充実した形でやっていくか。そのために、職員研修を充実させて、取り組んで研修をしていくかというようなことですね。

まず、この田島中学の学校の目標というのでしょうか、「よくしたい、できるようになりたい、一人ひとりの思いを大切に前に進む学校」という表題の基に、思いというものを大切にしようとするかというのが書いてあるんですが、本当に子どもの思い、それから教師の思い、それから保護者の思いでしょうか、一人ひとりの思いを全部合わせて、みんなでいい学校にしていこうという、本当に子どもが参画していきような学校づくりというのが、とても柔らかい言葉で表現されていて、まず、こういう一つの基本理念というのを明確にしているのはとてもすばらしいなという印象を持ちました。

それを基に、その授業の取組の中で、三つほどとても大事なポイントだと思ったことがあります。

一つは、個に応じたというときに、やはり大事なのは、子どもの主体性を生かしながら自ら学ぶという取組をどうやって育てていくかということになると思うんですが、この報告を見ていると、子どもが自らの学習を調整していく、よく今、自己調整学習という言葉が出てきていますけれども、子どもが自分自身のことを振り返りながら、それをまた自分自身で改善の方向を見つけて、自ら振り返り、リフレクションしながら自分の学習をマネジメントしていくという、そういうことですが、それを非常に大事にして、それをサポートする教育活動という観点から、その結果を評価していくことをされていました。

このように、個を大事にするということ、こういう子どもの主体的な学習をどうやって育てるかというところで、色々な観点から実証してきたということが一つあるかと思います。

二つ目は、次のようなことです。個に応じたといっても、本当に個が個でただ充実するのではなくて、実は、個が充実するためには、社会的な環境が大事だということがあるわけですから、その辺りも非常に大事にして、「今週のいいね」という、そういう取組をしている。というのは、要は、今週友達のがよかったところを紙に書いて、そして、お互いに認め合うということですね。これによって、自己肯定感を互いの子どもたちの関係の中で高めていこう。それが当然子どもの主体性につながりますので、個に応じた指導のとても基本的なところかなということですね。ですから、仲間から評価されるというか、肯定的に評価される。それが自己肯定感につながり、自らの個に応じた学習というのが充実していくということですね。

ここで大事だと思ったのは、川崎の教育プランは2本の柱で成り立っています。一つは、自主・自立ですね。もう一つが共生・協働、その2本柱で教育プランが組み立てられていると思うんですが、ややもすると、自主・自立した子どもたちが共生・協働に移っていきけるという流れで捉えやすいんですけど、ただ、自主・自立が生まれるためには、共生・協働の環境が大事だということで、この両者は互いに相乗効果を持っていると思うんですけど、その辺りを非常にこの教育活動の中で、うまく生かしていこうというように取り組まれているのではないかと思います。

ですので、「今週のいいね」という取組は、言わば、共生・協働の学級が成り立っていなければ

うまくいかないで、そういう環境の中で、子どもが自己肯定感を高めて、自らの学習の調整というのがうまくいくようになるという流れをうまく仕組んでいるのだなという印象を持ちました。

三つ目には、そういうことを行うための教師が、どのようであるべきかということを進めるために、授業改善シートというのを非常に有効に活用しているというようなことが分かりました。自ら教師が、これも教師のリフレクションですよ、振り返りながら、自分自身がどう改善していくか、それに対して、管理職の先生からアドバイスを書く欄もあったりして、個々の先生と管理職が一緒になって授業を改善していくという仕組みを持っているということがよく分かりましたので、この育成を目指す資質・能力の実現に向けた取組ということを子どもの個に応じた指導を同時に充実させ、それを進める教師の授業改善をどのようにするかということについて、今報告した三つのポイントが大事なことであるかなということを感じました。以上、田島中学校の報告です。

続いて、東小倉小学校なんですけども、こちらでよろしいでしょうか。

ここは、テーマがSDGsにつながるカリキュラムマネジメントというところで、今非常に大事なSDGsですね。学習指導要領の中でも持続可能な社会の創り手を育むんだということが明確にうたわれているので、それに正面から取り組んだ取組ですね。

こうやって見ると、SDGsというと、大上段に17項目のどこかから入っていくとなると、固い取組になるのかもしれませんが、東小倉小学校の場合、非常に子どもたちの興味・関心をうまく引き出すような取組から、これは何に相当するかというのを上手に対応させて活動しているのがよく分かりました。

例えば、1年生だと、なかなかSDGsをどうやるかというのが大変だと思うのですが、1年については、「家族にこにこ大作戦」という、本当に楽しくなりそうなテーマの下に、家庭で続けてきたお手伝いの経験を基に、友達と交流し、家族の一員として何かができたときの気持ちについての考えを深めるとともに、実践的な意欲をさらに高めていきたいという趣旨でやられていると。

これがSDGsの何に当たるかというところですけど、一つは、ジェンダーですよ。家族の一員として、男女に関係なくジェンダー平等で家庭を牽引していこうという、そういうことでジェンダーというところが一つと、それから、これはまちづくりにつながるということで、11番のまちづくりの項目とも関連させるということで、17項目のうち、この二つがこの1年生の取組では関係しているというようなところで、SDGsの項目と関連づけながら、研究授業を進めてきたというものです。

各学年、主に道德の授業を用いながら、この問題に取り組んできたということで、それぞれこの指導案がきめ細かくきちっと書かれていて、授業計画なども綿密につくられていますので、これの結果を評価して、次につなげるということが非常にやりやすい形になっています。まさにこの授業の取組そのものが持続可能性を持った授業改善の認識になるということで、私は非常にいい取組だと感じております。

以上です。

【小田嶋教育長】

はい、ありがとうございました。

次は、野村委員、お願いいたします。

【野村委員】

よろしくお願いします。私は、特別支援教育を研究課題としている報告会2校にオンラインで参加をいたしました。一つが12月16日の田島支援学校と、もう一つが1月18日の東住吉小学校の特別支援学級となっています。

二つの学校は、研究に至るまでのところで、もともと抱えていた課題は似ていると感じました。それはどんな課題かと言いますと、特別支援教育というのは、個人の実態に応じて、必ずしも学習指導要領によらない柔軟な学びがかなうという一方で、教育課程の編成が難しいという課題を抱えています。それについて、どのようにアプローチしているのかというのをそれぞれの学校の取組を御紹介してまいります。

田島支援学校のほうですが、昨年、岩切委員が中間報告に御参加なさっているんですけど、学びの地図づくりに引き続き取り組んでいらっしゃいました。それが何かというと、新学習指導要領を意識して、その学びの狙いを捉えた上で、学習項目とセットで学習の実際の内容とか、実践について書き加えます。さらに、展望の欄がありまして、そこには実生活を踏まえて、どんな力を身につけさせたいのかという、学習の見込みも書き込めるようになっています。このように学習の段階表をつくって、それとともに、実際に使った教材を先生方がまとめて、教材集も完成させていました。これを学びの地図というように現場では呼んでいらっしゃいました。

その実践の現場として、実際に高校2年生の数学の動画、数学の授業の動画を視聴いたしました。テーマは、長さの単位変換だったんですけども、前で先生が黒板で変換する板書だけではなくて、実際にその生徒の手元には、口で説明しにくいんですが、スケール、物差しのようなものがあって、ずらすことで分かりやすく単位換算ができるような道具が置いてありまして、それで理解を深めた後、今度は身近なものの長さ、机だったり、足のサイズだったり、そういったものを例に取って、長さを感覚的に捉えて、実生活につながる学びへと導いていました。

これによって、例えば、初任者の先生でも指導の手がかりになるだろうと思われるほか、カリキュラムをベースにしているので、その指導目標にどこまでその子が到達できているのかということで、子どもの実態を的確に評価する指標にもなり得るだろうということでした。ぜひ、この取組とか、蓄積された学習段階とか、資料とか、教材とかノウハウの蓄積と共有を期待したいと思いました。

次に、東住吉小学校ですが、支援級在籍の子どものカリキュラムの実践が少ないということで、もっと学力も定着させたいという先生たちの気持ちから、なるほど、もっと知りたい、やってみたいを引き出すような授業の実践の報告でした。

色々な取組をなさっていたんですけど、私としては、一番興味深かったのは、障害種別とか学年に関係なく、国語と算数の学力を基にして、小集団のクラスを編制していたことでした。かつては、この学校はプリント学習が多かったそうなんですけれども、レベルに合わせて、例えばこのクラスはちょっと下の学年の内容をやってみようとか、そのように段階を学習レベルに合わせて学べるようになったので、プリントじゃなくて、教科書をもっと活用できるようになったそうなんです。これは、つまり学習指導要領を根拠にした学習が可能になったということです。ですので、先生方も何を次に教えようかというような迷いが減ったというお話がありました。

このように、評価可能な、学習指導要領に基づいているので、評価可能な目標設定ができることによって、通知表の伸びゆく姿というの、支援級だと文章で子どもの実態が報告されること

が多いのですけれども、ほぼほぼ通常級のものに近い形で、項目ごとにできたとか、頑張っていたというように丸をつけて評価されていたことが大変驚きました。

まとめですが、どちらの学校からも言えることは、先生個人の力量とか勘に頼るのではなくて、今その子にとってどんな学びが必要なのか、次のステップはどうしようかというのが、根拠がある指導ができるということです。学校内はもちろん、家庭とも子どもの現在地とか、今後の見通しがある程度共有しやすいのではないかと思います。人材育成というと、どうしても経験不足によって、先生御自身も心配だったり、保護者の皆さんも不安を抱えていらっしゃる方もいると思うのですが、人材育成とともに、ある程度教育的な質の担保も両方がかなう持続可能なというか、そういった方法になるのではないかなと感じました。

私からの報告は以上です。

【小田嶋教育長】

はい、ありがとうございました。

それでは、芳川委員、お願いします。

【芳川委員】

芳川です。私は、東住吉小学校と、あと川崎高等学校に行かせていただきました。

東住吉小学校は野村委員と一緒に、オンライン上ではあるんですけども、1月18日に参加しました。全体的な発表ですね、概要の発表と、あと実践の発表という2本立てで御報告があって、非常にすばらしい内容で感動できたものが幾つも感じたりとかしていました。

特に私が印象に残りましたのは、報告された研究主任の先生がおっしゃったように、特別支援教育は特別ではない、いわゆる別の教育ではなくて、実は全ての教育に共通したものがあって、実際に学びの保障も当然学びの連続の保障もできるんですということで、それに基づいた、いわゆる教科の先生であったりとか、それに基づいた発表というのがとても多かったです。

特別支援学級は多くの工夫をされていました。先ほど野村委員からも報告があったと思うのですが、私が印象に残ったのは、国語と数学の学力で五つのクラスに編制していて、学力が低い児童のクラスでは、特別支援学校の教材を使用して、能力別に、あと徐々に教科書を使用していくという工夫がされていること、いつもの障害別ではないというところが、私としてはとても新鮮でした。

もう一つなんですが、教室環境の工夫がとても印象に残りました。児童の集中の度合いによって、例えば、座席の座り方、黒板とかを使う、ホワイトボードとか椅子の位置とか、全部実は五つの学級で全然違って、それも子どもたちの目線に沿って、どこに座って何を見たらいいのかということを中心に子どもたちに多分伝えていると思うので、混乱なく、色々な情報を収集しやすいような工夫をされていてとても印象的でした。

また、実践報告なんかでは、家庭科だと思うんですけども、子どもたちに何を作りたいというニーズの下で、あるグループはプリンセスドレスを作りたいという子どもたちの願いがあって、それに従って、設計からそして実際にどう縫い合わせていくのかというプロセス、本当に1年間を通してずっと指導されているプロセスも紹介していただいて、完成したときの子どもたちのうれしい表情も、写真込みでありました。

そこから、子どもたちの意欲をサポートする先生、途中で嫌になっちゃったりとか、挫折しそ

うになったりする部分をサポートしながら、それでいて根気よく丁寧に指導をされていたことを伺うことができましたので、このような特に小学校の教員が、最近非常に若い先生が増えているわけですので、特別支援教育に携わる先生もまだまだそんなにいらっしやらないと思うんですが、そういう年代の若い先生方にとっても参考になるような発表だったと思っています。

ただ、残念だったのはオンラインでしたので、じかに雰囲気を経験することはできなくて、本当に残念と思っておりました。

もう一か所は、川崎高等学校です。異校種間の連携ということだったのですけれども、実際に聞いていただきますと、今回は高校のみということでしたので、3月22日に高校の弥生祭というものを見学させていただきました。

場所は、カルッツかわさきで行っている。聞きますと、昨年度もそこでおやりになったようだけれども、川崎高校は普通科、生活科学科、福祉科の三つの学科があって、校長先生から伺った話では、よいまちづくりプロジェクトというのが立ち上がっていて、ゼミごとにSDGsと合わさった形で自分たちでやりたい内容を決めて、実践をしているということです。

予選会を通して、最終的に通ったゼミだけが最終決戦で弥生祭に参加できるということで、もうすばらしい発表を見させていただきました。例えば、メイン散歩というのがプロジェクトとしてあって、それに近辺の川崎の名物を皆様と知りましょうということで、学区内の店と連携をして、複数箇所を回ったら景品がもらえるというプロジェクトがあったりとか、あるゼミでは、喫煙ボックスの工夫、緑化をどのようにしたらのいいのかとか、ボックスからはみ出した喫煙者はどのような気持ちでそこに立っているのか、どの方向を向いて喫煙をしているのかを研究したりとか、あとフードロスの問題を考えたグループもあったりとかしていたわけですね。

先ほど、学力の話もあったと思うんですけれども、結局このプロジェクトというのは子どもたちが問題を提起して、そして簡単なアンケート調査をして、データを分析して、さらに実践に結びついていくということ、まさしく教育長もおっしゃっていた総合学習のプロセスをまったりとかして、それを通して表現力だとか、コミュニケーション能力とかを養成しているのだなということ、間近に見させていただいた感じで、ここに多分各ゼミの子どもたちは、この1個のプロジェクトを通して学びを融合したような形で、じかに社会と生活とを自分の学習と結びついて、子どもが学ぶことができたのではないかと思います。

非常に感動的なもので、次年度ももっと見てみたいと思いました。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で報告を終わりにしたいと思います。

8 議事事項 I

議案第54号 通学区域の一部変更について

【小田嶋教育長】

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第54号 通学区域の一部変更について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいた

します。

【堅月教育政策室担当課長】

教育政策室担当課長、堅月と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号「通学区域の一部変更について」御説明いたします。

ファイルナンバー06_1「議案第54号」のファイルを御覧ください。

初めに、「1 変更内容」でございますが、幸区塚越四丁目298番3、4について、指定校を古川小学校及び塚越中学校から、戸手小学校及び御幸中学校に変更するものでございます。

次に、「2 変更対象地区の状況」と「3 変更の理由」でございますが、ファイルナンバー06_2「議案第54号資料」で御説明いたしますので、お聞きください。資料1「通学区域図」でございますが、図では、青塗りと青線が小学校とその通学区域、赤塗りと赤線が中学校とその通学区域を示しております。

まず、変更対象地区の状況でございますが、資料の中央にピンク色の点線で囲んでいる箇所が今回の変更対象地区でございまして、北敷地と南敷地の2敷地に分け、北敷地に214戸、南敷地に262戸、合計476戸のファミリータイプの共同住宅の建設が予定されており、それぞれ令和7年3月頃と令和8年3月頃に完成予定とされています。

次に、変更の理由でございますが、資料の左上にある現在の指定校の古川小学校は、児童数が1,000人を超え、今後も学級数は過大規模校である31学級以上で推移することが見込まれています。また、今後、教室不足等が生じた場合のさらなる増築は厳しい状況となっております。

一方、資料の中央にある戸手小学校は、近年、児童数・学級数が減少傾向にあり、変更対象地区から通学する児童を適正規模の範囲内で受け入れられることや、通学距離が短くなることで通学路上のリスクを軽減できることなど、変更後も良好な教育環境の確保が見込まれるものでございます。

中学校区につきましても、小学校からの人間関係を考慮する必要があることや、生徒数・学級数の推移等を見ると、変更後も引き続き良好な教育環境の確保が見込まれることから、小学校区に合わせて変更するものでございます。

また、変更対象地区は、新たに開発される住宅のため、現在居住者がいないことや、通学区域の境界にあることなど、地域への影響は少ないと考えられます。

「議案第54号」のファイルにお戻りください。

次に、「4 施行日」でございますが、本日議決をいただきましたら、議決の日をもって施行し、保護者や地域の方々等へ周知してまいりたいと考えております。

次に、「5 その他」でございますが、これまでの間、当該通学区域の一部変更について、関係する4校や幸区役所及び地域の関係する方へ御説明し、御意見等を伺ってまいりましたが、通学区域を変更することについて、反対等の意見はございませんでした。

最後に、学校規模の推移については、「議案第54号資料」2ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第54号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第54号は原案のとおり可決いたします。

議案第55号 川崎市教員育成指標の改正について（案）

【小田嶋教育長】

次に、「議案第55号 川崎市教員育成指標の改正について（案）」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【小林教職員人事課担当課長】

教職員人事課の小林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第55号「川崎市教員育成指標の改正について（案）」を御説明いたします。

初めに、ファイルナンバー07-2_資料1の1ページの「川崎市教員育成指標の改正について（案）」を御覧ください。

「1 川崎市教員育成指標の策定経過等」について御説明いたします。

川崎市では、平成29年4月1日に施行された教育公務員特例法の一部改正に伴い、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき教員としての資質能力を示し、それぞれの教員が、自ら目標を定め、自ら学び続けるための目安とするために、平成30年3月に教員の、平成31年2月に養護教諭、学校栄養職員及び栄養教諭の育成指標をそれぞれ策定しました。

「2 改正理由とその内容」でございます。

令和4年5月18日に公布された「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」に伴い、令和4年8月31日に文部科学省から「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」が通知されました。

同指針の改正において、校長の指標を教員とは別に策定すること、教師に共通的に求められる資質能力の柱として、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」及び「ICTや情報・教育データの利活用」を追加することなどが示されました。

こうした国の制度改正に伴い、このたび、川崎市教員育成指標の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、初めに、(1) 教職員育成指標（校長）の策定として人材育成等大きな役割を担う校長に求められる資質能力を明確化するため、指標を教員とは別に定めるものでございます。

次に、(2) 川崎市教職員育成指標ステージⅠからⅢ及びステージ0の「教員としての専門的資質・能力」に、ア「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関すること及び、イ「ICTや情報・教育データの利活用」に関することを項目として追加するものでございます。

次に、(3) その他所要の整備として、ア 「川崎市教員育成指標」の対象には教員のほか学校栄養職員を含むため、名称を「川崎市教職員育成指標」へ改めるもの及び、イ 文言の時点修正を行うものがございます。

この資料の2ページ以降につきましては、その他所要の整備の内容のほか、教育公務員特例法では育成指標の策定・変更をする場合にあっては、行政や大学の関係者で構成する育成協議会において協議する必要があるとされていることから、川崎市教員等育成協議会の委員名簿を記載しております。

それでは、今回の主な改正点である「川崎市教職員育成指標（校長）」について御説明しますので、ファイルナンバー07-1の2ページを御覧ください。

上段に、校長の目指す姿として「トップリーダーとしての力を養う」を掲げました。

これは、トップリーダーとして、教育に関する明確なビジョンを持ち、教職員一人ひとりの力量、機能的・創造的な組織力を高めることを目指す姿とします。

次の段の「校長としての基礎的資質・能力」につきましては、「校長として学び続ける力」といたしまして、「子どもや社会の変化を見据え、教職員集団として成長を図り、信頼される学校づくりが進むよう、自らも学び続ける」ことを念頭に、「人間性を高め続ける」「社会性を高め続ける」「自らを律する」の3点を挙げております。

次に、「校長としての専門的資質・能力」につきましては、「学校マネジメント」「学習指導等」「児童生徒指導等」の三つの項目を設け、「学校マネジメント」では、さらに「組織マネジメント」「地域等連携・協働におけるマネジメント」「教職員の管理・人材育成マネジメント」「リスクマネジメント」の四つの項目を掲げ、学校運営を行うに当たり、校長に求められる役割やあるべき姿を示しております。

続いて、3ページの「川崎市教職員育成指標 ステージⅠ～Ⅲ」を御覧ください。

教職員の三つのステージは従前から設けており、ステージⅠは主に採用1校目終了時までの教員を、ステージⅡは主に2校目異動から20年経験程度の教員を、ステージⅢは20年経験程度以上の教員、総括教諭及び教頭、副校長を対象としています。

これらの部分の改正は、先ほどお伝えした文部科学省の通知を踏まえ、教員としての専門的資質・能力の各項目に、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」と「ICTや情報・教育データの利活用」の2点を加え、併せて、その他文言の時点修正を行うものです。改正箇所は赤字で記しております。

次に、5ページの「川崎市教職員育成指標 ステージ0（着任時）」を御覧ください。

着任時に求められる資質・能力につきまして、ステージⅠからⅢと同様に、内容の一部を改正するものです。改正箇所は赤字で記しております。

最後に、ファイルナンバー07-3_資料2「令和5年度 川崎市教員研修体系（案）」を御覧ください。

この研修体系は、川崎市教職員育成指標に基づき計画された研修を、受講者が見通しをもって主体的に参加できるよう、整理したものでございます。

なお、この川崎市教職員育成指標につきましては、本日、議決をいただいた後、学校へ通知をするほか、ホームページにて周知してまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。
よろしいですか。野村委員。

【野村委員】

すみません、お尋ねしたいんですけれども、ファイルナンバー07-2のほうで最後のページ、4ページ目に川崎市教員等育成協議会というお名前のリストがあるかと思うんですね。このメンバーというのは、どのように決まっているのかということと、あとももちろん学校の現場をよく御存じの先生方とか教育委員会の皆さん、それから専門家の皆さんの視点というのも大事だというのはよく分かるのですが、新しい風というとなれなんですけど、民間の何か育成に関わる方というのも交えると、新しいアイデアが生まれたりするのではないかなと素人ながらに思ったのですが、そういう見込みはないですか。

【小林教職員人事課担当課長】

育成協議会のこちらの大学の委員についてですけれども、そこに書いてございますように、平成29年の改正によって設置準備の運びがありました。

様々な当時の話を確認いたしますと、様々な大学が候補に挙がったということですが、まず川崎の教員に採用等を含めて、比較的關係の深い大学が候補となり、今後その育成等に関して連携を図る部分、協力を得ていただく部分で選考をお願いした部分で決められました。

ほかにも、例えば候補で上がった川崎にゆかりのある専修大学ですとか、具体的な学校名を挙げるとあれなのですが、やはり教育学部がなかったりですとか、そういうことで大学から少しこちらの委員になるにはというようなことで、逆にお断りいただいたケースがあったりですとか、そのような流れで選考されています。

参考までに、他自治体について、8校ですね、設置されていない自治体もありまして、川崎は8大学を委員に置かれているというところが多いのではないかなと思っております。

それから、民間から委員を上げるということにつきましては、教育公務員特例法で指標の策定、変更に関してこうした大学の先生の意見を伺うために委員を入れなさいというところ、あくまでもなどというところで捉えられている部分もありまして、今後検討の余地はあるとは思いますが、うたわれ方としてはやっぱり大学ですとか、教職代理とか、こういったところの思いが入っておりますので、まずは今あるところのベースをさらに固めていく方向がいいのではないかなとは捉えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

初めてのことであったので、こういう形でスタートして、今後今御指摘のような視点というものも必要になってくる可能性もあるかなと思います。

他自治体ではありますか、民間が入っているという。

【小林教職員人事課担当課長】

今のところはわかりません。

【小田嶋教育長】

また調べておいていただければと思います。

野村委員、よろしいでしょうか。

【野村委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

【田中教育長職務代理者】

どうもありがとうございました。

このステージ0について伺いたいんですけども、川崎市の教職員を目指す学生や社会人というところで、大事なポイントだと思います。ここで質問を三つしたいんですけども、一つは実際の大学の教育養成課程を持つ大学と具体的にどういう連携を取りながら、ここのステージ0を実質化させていこうとするのか、それが1点目です。

2点目は、3年次における大学推薦のあっせんもいよいよスタートしましたよね。それで採用が決まった学生について、4年次にこの趣旨に基づいた研修を採用前にやっていこうとするのかどうか、それが2点目です。

3点目は、そのようにした場合、今実は大学は1年から4年までに均等に単位を取っていくというのがかなり文科省からも厳しく指導されていて、従来なら3年生までに全部取ってしまって、4年生はもう卒論だけというケースがあったんですけど、それが今許されなくなって、4年次でもかなり単位を取らなければいけない。その代わり、1年ではあまり取れないという上限が決められていくので、そうなってくると4年次も結構忙しいんですね、学生は。

そうすると、正規の大学カリキュラムとのバッティングというか、その辺りの調整が必要になってくる可能性もあるのかなと思うんですが、その辺り、どのようにお考えなのか、その三つ、教えていただけますでしょうか。

【小林教職員人事課担当課長】

まず1点目、こちらのステージ0における連携という形ですけども、非常に具体的なところでは、まずステージ0のこの指標、例えば教員採用試験のパンフレットには掲載をしているような流れ、それに基づいて採用担当が主になりますけれども、各大学へこの内容を含めて川崎市が求める教師像というところで説明をしたり、また大学の関係者とお話、連携を取らせていくというような状態がございます。

それから、2点目、3年次で合格した今後の合格者の採用後の4年等についての流れですけども、まずこのステージ0の指標というのが大きな柱になってくることかと思えます。呼びかけとしては、合格者にセンターで行っています教師塾への参加を働きかけたりとか、主に小学校に入りますけれども、小学校の校長先生にも御理解をいただいて、希望者には実際その学校の現場

でのボランティアなど、こういった働きかけをして、実際の採用までの準備というところを考えております。

それから、均等に単位を取ることに於いて、4年次の負担というところ、この辺についてはまさに先ほどの育成協議会、まずこういった大学の委員の先生等に御意見をいただきながら、学生に負担がないように、今の段階でこういうところとは言い切れないのですけれども、学生の負担にならないように、上手な研修の制度もまた考えていければと考えております。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがですか。芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございました。

議案第55号の資料2のところを見ますと、教職員研修体系の案が出てございますが、ステージⅠ、Ⅱ、Ⅲと校長とあるんですけれども、このライフステージに応じた研修と出ていますけれども、例えば必ずステージに乗った研修でないといけないのかとか、ステージⅠとあるのですが、ある部分においてはステージⅡのところ研修を受けたりとか、そういうケースの場合はどうなるのか教えていただけますか。

【小林教職員人事課担当課長】

まず資料2の1枚目の1ページのところですが、左側に必修研修という捉えがございまして、例えば初任研、2年目教員、3年目教員、こういったステージで、必修という形で押さえないといけないという研修は、まずベースとしてございます。

ただ、その希望研修というところで、2ページ以降に整理させていただいたものは、あくまでも目安としてライフステージに応じて、こういった研修をぜひ受けてくださいというところで整理されたものでございますので、必ずそのライフステージのここで絶対取れるというものでないものがこれだけたくさん用意されている。

また、校内では、今後、先ほどの校長の資料化された一つの意味もあるんですけれども、やはり管理職がその教員の資質の向上に合わせて、そういった呼びかけをします。

今回校長の指標の策定、教職員の指標の改訂というのは、そういった研修の充実という意味がまず第一にあるところでございます。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。野村委員。

【野村委員】

何度もすみません。

今、芳川委員がおっしゃった資料に、せっかく関連するので一言、こういった意見もあるよということをお伝えしたいなと思ったんですが、職業的なライフステージでもって研修を組んでくださっていると思うんですね。

でも、その人、一人の人生としてのライフステージとキャリアというのは、切っても切り離せないものがあると思うんですね。女性で言えば、妊娠・出産って、必ず一定期間はキャリアが止まってしまうということもあるし、今で言うとも男性も育児休暇を取ろうという動きがあったりして、家庭との両立とかという面でも、必ずしも職業としての現場での実践の研修というだけでは、先生たちが持続可能な働き方としては、これから足りないのではないかと考えているんです。

なので、こちらにあるような研修に加えて、人生とどうキャリアを重ねていくかみたいなのところも、過去の先輩たちの実例を紹介するとか、気持ちのコントロールの問題だったり、どう払拭していくかとか、そういった研修も含めて考えていただけるとうれしいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第55号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第55号は原案のとおり可決いたします。

議案第56号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第56号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第56号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー「08-1_議案第56号」の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「組織改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第3条の改正でございますが、学校教育部支援教育課について、支援教育係の係制を廃止し、担当制に移行するものでございます。

続いて、5ページにまたがる第4条の改正でございますが、生涯学習部地域教育推進課につきましては、業務内容は従来と変わりませんが、事務分掌の整理を行うものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和5年4月1日とする旨、定めることといたします。

議案第56号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第56号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第56号は原案のとおり可決いたします。

議案第57号 川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第57号 川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、文化財課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第57号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、文化財課長から御説明申し上げます。

【竹下文化財課長】

それでは、初めに、今回の規則改正の概要につきまして、ファイルナンバー「09-2_議案第57号資料」、こちらをお開きください。

まず、1ページを御覧ください。

「1 改正内容」でございますが、令和4年4月の博物館法の改正に伴い、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第2号、以下「施行規則」と呼びます。）が令和5年2月10日に公布されました。この施行規則が令和5年4月1日から施行されるため、これに基づき、本市でも「川崎市博物館の登録等に関する規則」の一部改正を行うものでございます。

「2 規則改正の背景」でございますが、博物館法が改正され、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適切な活動・運営体制を確保すべく、規定が整備されております。これにより、一定の公益性があれば、広く民間の法人も博物館登録ができるようになりました。

この改正を受け、博物館法施行規則が改正され、博物館の登録の参酌すべき基準、学芸員補の資格要件、博物館相当施設の指定手続等に関する規定が整備されました。

2 ページにまいりまして、「博物館法における登録・相当施設の概要」を御覧ください。

登録博物館等、博物館の種類について御説明いたします。法に規定された博物館として登録博物館、博物館相当施設があり、それぞれ年間の開館日数、学芸員の配置要件等が異なります。主なメリットは記載のとおりです。

その下の館の数の欄を御覧ください。法律上の位置づけのない「博物館類似施設」が約78%を占めているのが現状です。本市の状況ですが、教育委員会が所管する日本民家園、青少年科学館が登録施設であり、市民文化局が所管する市民ミュージアム、岡本太郎美術館は類似施設となっております。

1 ページにお戻りください。「3 規則改正の概要」でございますが、都道府県及び政令指定都市の教育委員会は、博物館の登録、博物館相当施設の指定の審査基準を、施行規則を参酌して定めることとされ、専門家の意見を聴取しながら審査を行うこととされております。これらの手続で、教育委員会が定めるべき内容を規則として整理するものです。

「4 今後について」でございますが、規則の改正後、施行規則を参酌し、博物館の登録及び相当施設の指定の審査基準を教育長決裁により定めます。

また、実際の審査の事務におきましては、多種多様な博物館が対象となることから、審査事務に当たって必要な書類等について、別に要綱により詳しく定める予定でございます。

3 ページを御覧ください。今回の博物館法改正の趣旨・概要について、文化庁が作成した資料でございます。後ほど御確認くださいようお願いいたします。

以上、文化財課から、規則改正の概要について御説明いたしました。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー「09-1_議案第57号」の13ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「博物館法及び博物館法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、14ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。なお、今回の改正は、ほぼ全ての条文に、法の改正に伴う引用部分の改正が含まれておりますので、以降の説明では、その内容以外の改正内容の説明とさせていただきます。

まず、第2条につきましては、引用部分の改正のみとなっております。

続いて、15ページにまたがる第3条の改正でございますが、博物館の登録申請書に関することを第1項で定め、登録申請書に必要な添付書類に関する規定について、第3項から第5項までの規定を削除し、第2項に集約した上で、法改正に合わせた規定に改めるものでございます。

続いて、第4条及び第5条の改正でございますが、博物館登録の審査方法及び登録事項等の変更届出について、法改正に合わせてそれぞれ規定を改めるものでございます。

新たに設ける第6条でございますが、博物館の運営状況について、市へ定期報告を行う旨を定めるものでございます。

左側の第7条につきましては、引用部分の改正のみとなっております。

16ページにまたがる左側の第8条の改正でございますが、博物館に相当する施設として指定を受ける場合の指定申請書に関する内容を第1項で定め、指定申請書に添付する書類の内容等に関することについて、第3項と第4項の規定を削除し、第2項に集約した上で、法改正に合わせた規定に改めるものでございます。

新たに設ける左側の第9条でございますが、博物館に相当する施設の指定または取消しを行うときは、必要に応じて、学識経験者からの意見の聴取及び実地調査を行うことを定めるものでございます。

左側の第10条の改正でございますが、相当施設としての指定要件が欠如した場合に必要な報告について、法改正に合わせた規定に改めるものでございます。

右側の第9条でございますが、法改正により不要となった条文を削除するものでございます。

第11条の改正でございますが、新たに条文を追加したことによる所要の整備を行うものでございます。

17ページから25ページの様式の改正でございますが、ただいま御説明いたしました法改正等の内容を反映し、様式の新設及び既存の様式の改正等を行うものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和5年4月1日とする旨を定めるとともに、経過措置として、改正前の規則の規定により調製した帳票につきましては、当分の間、必要な箇所を訂正した上で使用することができることとしております。

議案第57号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

今、資料を読んでいるうちにどこか見つからなくなってしまって申し訳ありません。

この資料の2ページなんですけれども、登録博物館の設置主体が改正前は地方公共団体と一般社団法人だったところが改正後はあらゆる法人になるということは、地方公共団体を法人の一部と考えていいという解釈でよろしかったのでしたっけ。

【竹下文化財課長】

そういうことになります。

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。

以前は、教育委員会所管というのがかなりがっちりありましたけど、改正後はそうではなく

なるということですね。

【竹下文化財課長】

そうでございます。

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第57号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第57号は原案のとおり可決いたします。

議案第58号 川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第58号 川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第58号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー「10_議案第58号」の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第1条の改正でございますが、地方公務員法の一部改正により、引用していた部分が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和5年4月1日とする旨、定めることといたします。

議案第58号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等がございますか。よろしいですか。

それでは、議案第58号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第58号は原案のとおり可決いたします。

議案第59号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第59号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第59号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー「11-1_議案第59号」の5ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「学校に勤務する職員の勤務時間の区分を設けるため、及び地方公務員法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、この訓令を制定するもの」でございます。

続いて、6ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第1条の2及び第2条第4項の改正でございますが、地方公務員法の一部改正により、引用していた部分が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

続いて、7ページから9ページにまたがる別表2の改正でございます。

学校に勤務する職員の勤務時間において、現行は、表の右側の「勤務時間」の欄に記載のとおり、「7時間45分」といったような時間数を規定しており、具体的な時間は、各学校長が定めることとしておりますが、今回の改正で、規程に具体的な勤務時間を定めることとし、各学校長は定められた勤務時間の中から、職員の勤務時間を選択する運用へと変更いたします。

ただし、7ページを御覧いただきまして、別表最上段に記載の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員」につきましては、勤務時間のパターンが相当数にわたることから、現行の「3時間45分から11時間45分までの範囲内」との規定を維持することいたします。

8ページを御覧いただきまして、上段の「小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員」についてでございますが、記載のとおり、5パターンの勤務時

間を定めるものでございます。

8 ページ中段右側記載の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員」でございますが、種別を、次に説明いたします四つの区分に分けた上で、それぞれの勤務時間を定めるものでございます。

8 ページ中段から 9 ページにかけて、左側記載の「高等学校に勤務する一般事務職である職員」でございますが、記載のとおり、全日制においては 1 パターンのみ、定時制においては 4 パターンの勤務時間を定めるものでございます。

9 ページ中段の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する用務に従事する職員」についてでございますが、記載のとおり、2 パターンの勤務時間を定めるものでございます。

9 ページ下段の「小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員」についてでございますが、記載のとおり、3 パターンの勤務時間を定めるものでございます。

備考の改正でございますが、別表に具体的な勤務時間を定めることに伴い、その時間の表記は 24 時間制によるものである旨の規定を追加するものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とする旨、定めることとしております。

議案第 59 号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

【田中教育長職務代理者】

教えていただきたいんですが、この別表 2 の今御説明いただいた 7 ページの別表 2 のところですけれども、一番上がいわゆる先生方に相当すると思うんですが、まず教師の場合は残業代みたいなものは出ませんよね。

【重田教職員企画課担当課長】

教職員企画課でございますが、教育については教職調整額と申します時間外勤務手当に相当する手当が支払われている関係で、時間外勤務手当という名称のものは支払っておりません。

【田中教育長職務代理者】

ですよね。分かりました。

ただ、ここに勤務時間がかなり明確に書かれていて、1 週間につき 38 時間 45 分で、実際にこれを超える先生方が多いので、今、働き方改革でかなり努力しているわけですよ。ということは、実際にはここをはみ出していたところで相当働いている先生方が多いのを、できるだけこの時間に近づけるといような、今の方法になっているという理解でよろしいのでしょうか。

【重田教職員企画課担当課長】

毎年度働き方・仕事の進め方改革の方針の中で、超過勤務時間といいますか、時間外在校時間という形で御報告させていただいておりますが、ここからはみ出ている部分についての御報告と

いうのではないと思います。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

ということは、ただ実際にはやむを得ないということで、本来これは管理職の責任として、これだけここにはみ出るところは働かせてはいけないというのが規則の趣旨だと思うんですけど、実際にはやむを得ないということで、もう黙認でいくしかない状態だけでも、ここに近づけるように努力していくというような理解でよろしいですか。

要は、法律違反とか、そういうところにはならないという理解でよろしいですか、このはみ出た部分の時間を働かせても。

【重田教職員企画課担当課長】

はみ出ている部分を働かせているかどうかということで、教員の場合につきましては、給与の特例法の中で時間外勤務命令を生じさせる要因は、四つに限定されていることになるんですけども、その四つ以外の業務につきましては、教員の方が自発的にといたしますか、業務を行っておられるというような状況で整理をされている状況です。

【田中教育長職務代理者】

なるほど、分かりました。

ただ、実際には学校運営の色々な問題があるからこそ働かざるを得ないという、まさに働くことが好きだから自発的にやっていたらっしゃる方がいるのはよく分かりますけど、そうではなくて、やむを得ずやりたくないけど今のこの学校の状況からして、ここまでやらなければいけないという状況もあると思うんですけど、その辺りはもう仕方がないという方向になっていきますでしょうか。

【重田教職員企画課担当課長】

そうですね、働き方改革の方針の中で、そういった業務をできるだけ少なくしていったって、この時間内に行っていただきたいということで、方針を進めているというところになります。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

【野村委員】

今、田中委員の質問を受けて私の思うところなんですけれども、先日埼玉県で教員の方が裁判を起こしていて、残業代を支払ってほしいというところが主訴だと思うんですね。

先ほどの教員育成指標などを見ると、授業の質を向上させてほしいとか、かなり先生に対して

オーダーがたくさんある中で、時間をはみ出ずに働くって、至難の業だと思うんですね。結局のところ、この働き方改革とは言いながら、時間をここに明示してもはみ出ることを黙認せざるを得ないというのは、制度としてどうなのかなと思うんですね。

実際、裁判でも結局授業準備は5分ぐらいでやるものというようなみなし方をされていたり、川崎市としては、先生が授業の準備をしたりすることというのは、もう自主的にやっているものとみなしてしまうのか、朝に挨拶運動とか子どもの様子をいち早く見るために門で待っている先生方というのは、この8時10分からでは絶対に済まないと思うんですね。

私は、これ、働き方改革としてここを目指そうとする、着地点としてここを目指そうとすることには同意するんですけど、現状を無視するしかないみたいな考え方というのは、とても悲しくて、これをどのように考えているのかということをお聞きしたいんです、はみ出るしかない状況というのを。

【田中教育政策室長】

多分委員の皆様がおっしゃっていることは、我々も日々感じていることでございまして、教員の業務を8時ぐらいからはめていくと、どうしても飛び出る部分が出てくるのは実態だとは考えています。

ただ、機械的に帰りの時間なので帰りなさいというような働き方改革をやると、モチベーションは逆に下がってしまうというような状況も伺っておりまして、勤務時間の実態調査をしたときに、併せてアンケートもしているんですけども、すごく現場の先生たちは忙しい。だけれども、やりがいはずごく感じているという状況で、モチベーションを大事にしていくというのが本市の考え方でございますので、やらなくてもいいのではないかという業務というのはあると思うので、ただ、それは上から押しつけるものでは必ずしもなくて、現場の中で先生方に話し合っていたら、これはこういう形でやってもいけるのではないかというような納得感がないと、現場の働き方改革は進まないと思っております。そういうような現場での働き方改革が進むような支援も併せて進めております。柱立てが幾つかございまして、先生方が今までやっていた仕事だけれども、やらなくてもいいのではないかという、例えば給食費を取っていただくとか、そういうことは事務局にどんどん移しておりますので、そういうようなモチベーションと関係ない部分のいわゆる雑務と、先生方が感じられている部分については、どんどん先生方の仕事から外していく。

あわせて、先生方の本務についてはモチベーションと直結する部分ですので、そこは効率的なやり方を考えていただきながら、学校教育の質が下がらないようにしていくというようなことを、ずっとこの間、現場の方々とも意見交換をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

いかがですか、野村委員。

【野村委員】

そのような調査で、モチベーションのためにも機械的にやるものではないということは、とても理解しました。

ただ、やっぱりモチベーション頼みというのも、ある意味善意頼みとも思っていて、私も給料

が自分の思っているものより低かったら、モチベーションだけで頑張れるかと思うと、仕事としては持続不可だと思うんですね。

そういう考え方の先生がいらしても不思議ではないと思うので、モチベーションというのももちろん大事なんですけど、制度として先生を支えていくという意味では、モチベーションを保つためにこれでいいというわけではないということも、同時に、一緒に考えていけたらと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

色々な矛盾を含みながら、働き方改革を進めていく中で、給特法の改正も国では今、視野に入れて動きつつあるところなので、そういった矛盾が少しずつ解消されていくのかなとも思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、議案第59号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第59号は原案のとおり可決いたします。

以下、非公開になります。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

羽深教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 6は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第60号 人事について

鷹觜庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第60号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(1 2 時 3 7 分 閉会)